

第3章

基本理念と 基本目標

1 住宅政策の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

みんなで作る安心して住み続けられる目黒

これからの目黒区の住宅政策は、社会経済情勢の変化や少子高齢化、災害など住まいに関する不安が高まる中、区民が安心して豊かな住生活や住環境の中で住み続けられることが必要です。

住宅政策とは単に住宅を提供するだけでなく、区民が安心して豊かな住生活や住環境の中で住み続けられることが必要です。同時にその実現に向けては、**行政が責任をもって取り組むだけでなく、区民や事業者など、みんながそれぞれの地域や住まいに関心を持ち、住生活や住環境の向上に努めることが望まれます。**



(2) 基本目標と将来実現すべき姿

新たな基本理念を実現するため、基本目標と将来実現すべき姿を設定し、その実現を目指します。

基本目標1 安全・安心で快適な住生活の実現

- ・住宅の耐震化が進み、災害に強い住宅・住宅市街地が形成されている。
- ・適切な改修やリフォーム等を行うことにより、住宅が長く大切に使われ、次世代に引き継がれていく。
- ・多様で質の高い住宅が増え、緑豊かで良好な居住環境があり、「住みたいまち」としての魅力をさらに高めている。

基本目標2 住宅セーフティネットの確保

- ・住宅確保要配慮者が、適切な住宅に居住し、必要に応じて円滑に住み替えができ、必要な支援を受けて地域で安定した住生活を送っている。
- ・高齢者や障害者、子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心して住み続けられている。

基本目標3 住まい手の主体的取組と支援

- ・住宅の選び方や建て方、維持管理など住まいについての知識や意識が向上している。
- ・住まいが責任を持って適切に維持管理され、地域の良好な環境形成に貢献している。
- ・住まいを契機とした人と人とのつながりによる地域の取組が活発に行われ、助け合い、支え合う地域コミュニティづくりがされている。

2 住宅政策の体系

現状と課題を踏まえて、基本理念と基本目標のもと、次の体系で住宅施策を進めていきます。

現状と課題

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●社会・経済の動向 ●国や東京都の住宅政策の動向 ●目黒区の状況 ●これまでの住宅施策の実績と評価 | <ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心で快適な住生活に関する課題 ●住宅セーフティネットに関する課題 ●多様な世帯の居住支援に関する課題 ●区民の住まいやコミュニティへの関わり方に関する課題 |
|--|---|

基本理念・基本目標・施策目標

みんなで作る安心して住み続けられる目黒

●基本目標

- 1 安全・安心で快適な住生活の実現

- 2 住宅セーフティネットの確保

- 3 住まい手の主体的取組と支援

●施策目標

- (1) 災害に強い住まいづくり
災害時の安全性を向上させ、被害を最小限にとどめるために、災害に強い住まいづくりを支援します。
- (2) 既存住宅の質の向上と活用
住宅を長く大切に使い、次世代へと引き継いでいくため、既存住宅の質の向上や有効活用を進めます。
- (3) 快適な住生活の実現
人々が快適な住生活を送るため、多様で質の高い住宅や、良好な居住環境を維持・向上を図ります。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する区営住宅・福祉住宅の活用
住宅確保要配慮者に対して、区営住宅・福祉住宅を活用し、住宅確保を支援していきます。
- (2) 多様な世帯が安心して住み続けるための居住支援
家賃助成制度や相談窓口の充実を通じて、多様な世帯が安心して住み続けられるよう居住を支援します。
- (3) 住宅施策と福祉施策との連携強化
適切な住宅に円滑に入居し、地域で安定した住生活を送るために、住宅施策と福祉施策の連携を強化します。

- (1) 住まいの学習の普及
住む人それぞれが住宅の選び方や建て方、維持管理の仕方など住まいについて学び、実践につなげることを支援します。
- (2) 責任ある維持管理の促進
居住者や所有者が、住宅の社会的な役割を踏まえつつ、責任ある維持管理や建替えを行うことを促進していきます。
- (3) 助け合い支え合う地域コミュニティづくり
住民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うコミュニティづくりを促進します。

計画の実現に向けて

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●区と区民・専門家・事業者・NPO等の役割 ●施策を推進するための連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画の指標 ●計画の進行管理 |
|--|--|